

第 1 期中期目標に係る事業報告概要

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 機動的な組織運営

中期目標

独立行政法人として効率的な事業運営を行うために、機動的な組織運営を図ること。また、職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

機動的な組織運営

利水者サービス担当課の設置

平成 15 年 10 月の機構発足に併せ、本社、支社において利水者サービス課を設置するなど利水者窓口を明確化した。これにより利水者にとって意見、要望などを機構に伝え易くなったほか、情報を一元的に取り扱うことにより、利水者からの意見等を事業へ反映し易い組織体制となった。(H15) (42 頁)

組織のフラット化

機動的な組織運営等を行う観点から組織のフラット化を進め、平成 16 年度には総合事業所、総合管理所等における係制を廃止した。組織のフラット化の導入により、事案ごとに臨機応変の対応ができるようになるなど、効率的な業務執行を行うことが可能になった。(H16) (43 頁)

総合技術推進室の設置と機動的な業務運営

水にかかわる調査、計画、設計、管理等の総合的技術の内部化や技術の蓄積と向上を図るため、平成 17 年度に総合技術推進室（現総合技術センター）を設置し、現場と一体となった機動的、効率的な業務の実施を可能にした。(H17)

平成 19 年には、総合技術推進室にダム施工支援グループを設置し、ダム本体発注で業務が一時的に集中し人材を必要とする大山ダム建設事業等に適宜人材を派遣し、現場事務所職員との協働による技術的課題への機動的な対応により業務を進捗させるとともに、技術の継承・維持・向上を図った。

また、職員が自らの事務所業務のみならず相互の事務所の業務を機動的に行う新たな業務方法についての議論を深め、比較的各現場間の距離が近接している筑後局管内の局及び全事務所を対象に、今後導入試行することとした。(H19) (43 頁)

徳山ダム建設事業における不適切事案

徳山ダム建設事業に係る土地の取得等に関して、監事監査及び理事による点検の結果、不適切な事案が明らかとなった。それが生じた背景として、組織としての一体性に欠け、本社に現場の悩みが伝わっていなかったとの反省から本・支社局と現場事業所が課題を共有し対応できるよう、理事によるヒアリングを継続的に実施するなど、再発防止に努めた。(H16) (78 頁)

新人事制度の導入・運用

人事評価制度の導入

職員のインセンティブを確保し、その能力や実績を適切に反映するため、新人事制度（能力レベルの段階に応じて職務遂行能力を区分した能力等級制度、能力評価・業績評価の2視点から行う評価制度、それらの結果を昇格・昇給等に反映させる給与制度で構成）を他の独立行政法人に先駆けて導入した。（46頁）

評価結果を本給及び業績手当に反映

平成16年度から評価結果を本給及び業績手当に反映させることにより、職員のインセンティブを確保するとともに、その評価結果に基づき適切な昇任及び人事配置を行った。（H17～）（46頁）

職員の資質向上

公的資格取得

資格取得の取組では、公的資格保有数を平成15年の1.00から中期計画の目標値1.2へと向上させ、職員の資質向上を図った。（H19）

また、技術士など機構の業務に関連する公的資格を取得した職員を表彰するなどの環境整備を図った。（50頁）

水道関係技術の修得・向上

関連技術の修得に向けた取組として、水道事業体へ職員を派遣したほか、水道施設管理技士の資格取得や社団法人日本水道協会が実施する研修会に職員を参加させるなど、水道技術の修得・向上を図った。（50頁）

(2) 効率的な業務運営

中期目標

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の外部委託等を図ることにより、効率的で経済的な事業の推進が可能となる環境を確保すること。

情報化・電子化による業務改善

旅費・給与等各種申請書の作成等を職員が自ら行う電子申請システム（人事総合システム）を平成16年4月に本格導入し、業務改善を図った。システムの開発にあたっては、申請・承認に必要であった押印などの様式や、証拠書類の保存方法を見直し、申請から承認まで旅費・給与の業務の流れを一本化した。これにより現場事務所で行っていた給与計算業務を本社に集約化するなど、定型事務の効率化・省力化を図った。（H16）（56頁）

工事完成図書の電子納品については、中小の受注業者を指導しつつ、対象を契約額500万円以上の全ての工事に拡大することにより、中期計画の目標値である100%実施を達成し、情報の保管、検索などを効率的に行っている。（H16）（62頁）

組織間の役割分担の見直しと業務の一元化

本社・支社局及び事務所間の役割分担を整理するとともに、複数部署にまたがる業務の一元化や、それに伴う組織の改廃を実施し、機構全体として効率的な業務運営を行った。

具体的事例としては、ア)本社の契約・会計業務を一元化、イ)支社局で行っていた工事(3億～5億円)の契約を本社に集約し、中部支社を除く全支社局の経理課を廃止、ウ)用地支援業務を本社に移管し筑後川局を除く全支社局の用地課を廃止、エ)支社局で行っていた工務業務を本社または管内事務所に移管し、全支社局の工務課を廃止した。（64頁）

外部委託の実施

定型的な業務のうち、庁舎管理、給食・清掃業務については100%、車両管理業務については99%の外部委託を行い、経済的に業務を実施した。中期計画に掲げる目標値(概ね100%)を達成した。（66頁）

業務の簡素化

権限を下位に委譲する決裁項目の見直しを行い、一層の業務の簡素化・意志決定の迅速化を進めた。平成18年度からは、各事務所の火災保険、車両保険について本社で一括契約することとし、平成19年度からは複数年にわたる契約を可能とするなど事務の軽減を図った。

また、平成19年度には、職員一人一人が日頃の業務を見直し、自らの仕事をスリム化するための取組として、「業務改善チャレンジ」運動を立ち上げ、業務改善について、各事務所から改善提案を募り、順次実施している。（68頁）

(3) 事務的経費の節減

中期目標

事務的経費（人件費（退職手当を除く。）を含み、本社移転経費を除く。）については、特殊法人時の最終年度（平成14年度）と中期目標期間の最終年度を比較して13%節減すること。

定員の削減

業務の簡素化、業務の効率化等により平成19年度末の定員を1,579名とし、特殊法人時の最終年度（平成14年度）1,894名から315名を削減した。

本給の自主的カット

平成17年度から本給の自主的カット（H17：3%、H18：4%、H19：5%）により給与水準の適正化に取組み、人件費の削減を行った。

地域勤務型制度

地域の情報に長け、また、地域に密着した人材を確保するため、平成17年度に一つの地域ブロック内でのみ人事異動を行う地域勤務型人事制度を導入した。この制度の導入に伴い、新たな給与体系に移行したことも人件費の削減につながった。

事務諸費等

人件費以外の事務的経費については、全事務所においてアクションプログラム等を作成し、両面コピーやミスコピーの裏面利用の推進、省エネルギーに適した冷暖房温度の設定、昼休みの消灯などにより節減に取り組んだ。

以上の取組により平成19年度の事務的経費については、平成14年度事務的経費と比較して約13.3%（計画値：13.0%）、総額で34億円を節減し、中期目標を達成した。
(70頁)

(4) 総人件費改革に伴う人件費の削減

中期目標

人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うこと。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。

総人件費改革による人件費の削減は、定員の削減と本給のカットにより、平成17年度と比較して5.4%節減し、平成17年に閣議決定された「行政改革の重要方針」に基づき中期計画に掲げた目標（概ね2%減）を達成した。
(74頁)

(5) 事業費の縮減

中期目標

事業費については、特殊法人時の最終年度（平成 1 4 年度）と中期目標期間の最終年度と比較して 1 0 % 縮減すること。

平成 1 9 年度当初予算は、平成 1 4 年度予算と比して、1 8 . 7 % 減（中期目標値 1 0 % 減）と中期目標を達成した。

事業費の厳しい制約を受けたものの、事務的経費の節減（1 3 . 3 % 減）、計画・設計の見直し、汎用品の積極的利用などによる総合的なコストの縮減等（1 6 . 9 % 減）を行うことにより、新築・改築事業及び管理業務を計画通り実施した。

(7 6 頁)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務執行に係る基本姿勢

平成16年度には、監査の実施により徳山ダム建設事業における土地の取得等に関する不適切な事案が明らかとなった。このため、職員の意識の徹底に努めてきたところであるが、平成18年度に再び徳山ダム建設所における補償契約とその支出に関する不適切な事案が発生した。

不適切事案の発生を受け、適正かつ透明性の高い組織・業務運営を図るため、研修や現地ヒアリングの機会を通じて、役員と職員一人一人が対話し議論を行うことにより、意識改革の徹底を図っている。

また、機構発注の水門設備工事における談合事件に関し、国民の信頼を回復するため、外部有識者の参画を得て、「入札談合調査等委員会」を設置した。平成19年6月15日には一般競争入札の拡大、事件に関与した企業への再就職の自粛等次のような再発防止策を取りまとめ、直ちに実施に移した。

1) 入札談合防止のための職員の綱紀の保持

入札談合防止に係る法令遵守の徹底、業界関係者等からの不当な働きかけの防止、情報の公表・公開と管理の適正化、契約の競争性・透明性に対する重点監査など談合防止の充実を図った。

2) コンプライアンスの実効性確保のための経営トップの率先関与

理事長、副理事長が会議、研修等の場でコンプライアンスの重要性を直接職員に呼びかけ、理事長を含む全役員が現場事務所に出向き、職員との対話を行った。

3) 契約の透明性、公正性の一層の確保

一般競争入札方式の拡大等、透明性、公正性をより確保する取組を行った。

4) 入札談合等不正行為に係るペナルティの強化

重大な独占禁止法違反行為等に係る指名停止期間を従来の1.5倍相当とし、その最長期間を24ヶ月から36ヶ月に延伸した。

5) 全職員を対象としたコンプライアンスの強化

全職員を対象とする発注担当者の法令遵守に関する説明会を開催し、また今後、退職予定者に対する法令遵守に関する説明会及び既退職者（希望者）に対する法令遵守意識啓発のための説明会を開催し、各種内部職員研修の際にはコンプライアンスに関するプログラムを実施した。

6) 再就職の見直し

- ・今回の事件に関与した企業について、当分の間、当該企業及び機構退職者に対し、再就職の自粛を要請した。
- ・役員、本社の部室長支社局長等幹部職員については、退職後2年間、工事受注企業への再就職を自粛することとした。
- ・平成18年4月に導入した高齢者の継続雇用制度により、職員が退職後も働ける道を拓くとともに、平成19年度にはシニア人材活用室を設置するなど環境整備を行った。
- ・「シニア人材活用掲示板」を設置することにより、定年退職期を迎える職員に対して、

ハローワーク、民間企業等からの求人情報を提供した。

7) 倫理懇談会の格上げ

「倫理懇談会」を「倫理委員会」へ格上げし、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施した。

8) 倫理行動指針（仮称）の策定検討

機構の基本理念として、独立行政法人水資源機構倫理行動指針（仮称）を策定するため、各事務所等において議論・討議を進めた。 (7 8 頁)

(2) 計画的で的確な事業の実施 新築・改築事業(ダム等事業)

中期目標

施設の新築事業については、渇水時にも安定的に水を供給する観点から計画的かつ的確な実施に努めること。

施設の改築事業については、ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から計画的かつ機動的な実施に努めること。

継続中の事業については、その事業の進捗状況を踏まえた中期計画を作成すること。

中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえたうえで、的確に行うこと。

徳山ダムの管理移行とダム事業の進捗

ダム等事業については、計画的な事業の進捗を図った。

筑後川水系水資源開発計画の閣議決定を受け、小石原川ダムに関する関係者調整を了し平成18年3月に事業実施計画の認可を得て事業に着手した。

徳山ダムでは、試験湛水を終了し、平成20年度より管理に移行した。また、環境保全対策の技術開発、建設技術の活用などが評価され、平成19年度ダム工学会賞の技術賞及び技術開発賞並びに平成19年度全建賞を受賞した。

滝沢ダムでは、平成17年10月に試験湛水を開始していたが、貯水池周辺斜面の一部が安定していないことから、所要の対策を検討中である。

なお、平成15年に機構事業として中止が決定した戸倉ダム建設事業については、関係者との調整を経て平成18年11月に事業実施計画を廃止した。(86頁)

山林公有地化

徳山ダム建設事業では、徳山ダム上流域に残された豊かな自然環境を適切に保全し、次世代へ引き継ぐため、森林等の保全、希少野生動植物の保護、人工林の適正な管理等を目的とした山林公有地化事業の基本協定が平成17年10月、岐阜県、揖斐川町及び機構との間で締結された。この事業はダム上流域全体を公有地化するという我が国で初の事例であり、それまで実施されている同種の事業としても、公有地化対象面積(約2万5千ha)及び公有地化に伴う買収面積(約1万8千ha)において最大規模のものである。(H17) (90頁)

機構提案による新規制度創設(ダムの長寿命化容量確保)

ダムのライフサイクルコストを低減させるためには、効率的な堆砂対策が必要である。堆砂対策において、効率的に陸上掘削を行う方策として貯水池の水位を低下させるための代替容量(「ダムの長寿命化容量」)の確保を機構が提案し、国土交通省において制度創設要求が行われ認められた。(91頁)

特定事業先行調整費制度

一般にダムの本體工事を経済的な工程で実施するには一時的に多額の事業費を要する。一方、事業費の財源である国等の財政支出は平準化が求められる上、公共事業予算は年々減少するなど厳しい状況にある。

このため、機構の自己資金を活用し、一時的に支弁することにより、計画的かつ的確な事業の実施を図るための「特定事業先行調整費制度」を平成17年度からの新規制度として導入した。

この機構独自の制度を、本體工事で事業費のピークを迎えた徳山ダム建設事業に適用したことにより平成20年度からの管理移行が可能となった。また、計画通り工事を実施したことにより工期の遅れに伴うコストの増嵩を回避することができた。

(100頁)

新築・改築事業（用水路等事業）

中期目標

施設の新築事業については、渇水時にも安定的に水を供給する観点から計画的かつ的確な実施に努めること。

施設の改築事業については、ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から計画的かつ機動的な実施に努めること。

継続中の事業については、その事業の進捗状況を踏まえた中期計画を作成すること。

中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえたうえで、的確に行うこと。

房総導水路建設事業、愛知用水二期事業の完了と用水路等事業の進捗

房総導水路建設事業及び愛知用水二期事業それぞれ平成16年度及び平成18年度の計画の工期内に完了させるとともに、その他の事業を進捗させた。愛知用水二期事業は「多目的長大用水路システムの新たな水路改築の先鞭」と高く評価され、農業土木学会上野賞を受賞した。

牧尾ダム管理計画の見直し

愛知用水二期事業のうち牧尾ダム堆砂対策において、事業完了後の管理業務で実施する堆砂除去の間隔を見直すことにより、貯砂ダム容量の縮小、堆砂除去量の減量（548万立方メートルから514万立方メートルに削減）を行い、事業費の縮減（約3億円）に寄与しながら当初の予定通り貯水機能の回復を達成した。

両筑平野用水二期事業の着手

昭和50年に管理開始した両筑平野用水施設のうち、埋設管の漏水発生など老朽化対策、及び合理的な水利用を図るための水管理システムの導入を行うこととし、関係機関との調整及び受益農家1万7千人を始めとする関係利水者の同意を取得し、平成18年1月に事業実施計画が認可された。平成17年度から事業に着手し、平成19年度までに、約4kmの水路改築を進捗させた。平成25年度に事業を完了する予定である。

機構提案による新規制度創設（大規模地震対策、石綿管除去対策）

東海・東南海地域等地震の発生確率が高い地域においては、地震による災害の未然防止とともに、大規模な飛散対策を行った上での石綿管の除去を図る必要がある。このため水資源機構としては農林水産省に対して大規模地震対策及び石綿管除去対策の提案を行い、平成19年度からの新規制度として認められた。

豊川用水二期事業の計画変更

豊川用水二期事業では、新規制度である大規模地震対策、石綿管除去対策に係る事業の追加とそれに伴う計画変更について、関係機関との調整を了するとともに、受益農家約2万9千人をはじめとする関係利水者の同意を取得し、平成20年1月に事業実施計画変更の認可を得て工事に着手した。

（94頁）

附帯業務及び委託発電業務

中期目標

及び に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施に努めること。

- 1) ダム等建設事業では、付替道路関連、発電取水設備工事等を関係県・市及び発電事業者等から委託を受け、的確に実施した。
- 2) 用水路等建設事業では、水路工事に関連する道路工事等を道路管理者等から委託を受け、的確に実施した。

(9 8 頁)

(3) 的確な施設の管理

中期目標

施設管理規程に基づき的確な管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、その影響の縮小に努めること。

日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。

きめ細かな渇水対応例（平成17年）

・木曽川水系

木曽川水系では、岐阜・愛知・三重の3県約600万人の水源である岩屋ダム及び牧尾ダムでは、平成17年枯渇の危機に見舞われ、愛知用水では177日間、三重用水では208日間の取水制限となった。この渇水に対し機構では、関係利水者との節水対策協議会を開催し、水源の総合運用、取水制限や水源温存の協力要請などの取組を行うとともに、長良川河口堰（長良導水）での開発水量の未利用分（水利権水量から実際に取水している水量の差分）を愛知用水の供給区域である大府市など4市に新たに供給した。これにより、牧尾ダム及び岩屋ダムの水源枯渇は回避され、平成6年渇水で発生したような水道用水の断水、工場の生産ラインの停止、農作物の立ち枯れ等の被害は未然に防止されたほか、愛知万博期間中における開催地域の渇水を緩和することができた。

・吉野川水系

吉野川水系では早明浦ダム・香川用水における取水制限日数84日間ピーク時における早明浦ダムの利水容量ゼロという非常に厳しい渇水となり、台風14号による降雨前の5月8日から9月5日にかけての4ヶ月の間、きめ細かな操作による降雨や河川水の有効利用（給水人口約85万人の水道用水に換算して約26日分）、発電事業者の協力による発電専用容量からの緊急放流、ホームページ等を利用した情報発信など機構として甚大な被害発生を防止するため様々な取組を実施した。これらの取組により、平成6年渇水で発生したような水道用水の断水、工場の操業時間の短縮、飲食店の休業、農作物の立ち枯れ等の市民生活及び地域産業への被害は未然に防止された。

（109頁）

ダム・堰危機管理業務顕彰

両筑平野用水の江川ダムにおいては、ダム貯留量を利水者別に運用管理し、その水量を利水者に日々連絡することにより、利水者の主体的な節水意識に働きかけるなどの計画的な利水運用の実施が認められ、「平成16年度 ダム・堰危機管理業務顕彰最優秀賞」を受賞した。

矢木沢ダムでは、平成16年度の台風などによる記録的な多雨のため濁水の長期化

が生じたが、速やかに利水者や関係機関との連絡調整を行うとともに、選択取水設備のきめ細かな運用操作や、利水補給ダムの振替などによる下線下流の濁水の長期化の軽減を図った。このような対応が認められ、「平成16年度 ダム・堰危機管理業務 顕彰奨励賞」を受賞した。(121頁)

ダム・堰危機管理業務顕彰とは、国、水機構、都道府県、市町村、電気事業者の管理する施設において、他の範となる顕著な取組を表彰するものであり、最優秀賞、優秀賞各1組織、奨励賞2組織が選ばれる。

水質保全等の取組

機構が管理している全49施設において、日常的な巡視、定期的な水質調査、水質の自動観測・利水者等からの水質データの入手等により、詳細な水質情報を把握するとともに、富栄養化などの水質異常が見られた施設においては利水者や関係機関との連絡調整を行った。また、安全で良質な水を安定的に供給するため、水質改善についての検討を行い、対策設備の一層効果的な運用や、曝気循環設備や清水バイパスの設置などの追加的な水質対策を実施した。

また、「水質改善検討会」を平成18年度に設置し、曝気循環設備の効率的、効果的な設置・運用方法を取りまとめるとともに、さらに平成19年度には機構役職員による「水質に関する勉強会」を新たに設けて水質問題に対する今後の経営戦略を明確化するなど水質問題に全社的に取り組んでいる。(124頁)

阿木川ダムにおける地域と連携した取組

阿木川ダムにおいては、地元住民と連携した取組として、ダム湖内で地元の恵那農業高校生と協力し、水生植物(空心菜)の水耕栽培実験を実施した。内閣府の「地方発の地域経済建て直し」政策コンペにおいては、地域住民との連携によりダム流域住民のダムの水質に関する意識の向上と地域の活性化を図ったことが認められ、特別賞を受賞した。(128頁)

水質事故時の対応

水路やダム貯水池等の機構施設やその周辺において、第三者の車両転落事故による油の流出など平成15年度から19年度にかけて合計214件の水質事故が発生した。機構では、オイルフェンスの設置やオイルマットによる油の回収と拡散防止対策を迅速に行うとともに、取水量変更や取水停止等関係機関との連絡調整を行い、安全な水質の確保のための対応を行った。(134頁)

3) 洪水被害の防止又は軽減

中期目標

特定施設においては、的確な洪水調節操作を行い、洪水被害の防止又は軽減を図ること。

平成16年の出水

平成16年度は台風が29個発生し(平成26.7個)、そのうち日本に上陸した台風は、10個と過去最多となった。(平成2.6個)。このため、全国で多くの被害をもたらした。

平成16年度に防災態勢に入った回数は特定施設で夜間189回、休日136回を含む472回、延べ1,271日に上った。また、全20ダムのうち19ダムにおいて、延べ66回(平成18回)の洪水調節操作を実施し、約4億7千万 m^3 に及ぶ水量をダムに一時的に貯留することにより、河川下流の洪水被害の軽減を図った。

(146頁)

平成17年の早明浦ダムの出水対応

台風14号に伴う降雨では、早明浦ダムにおいて計画規模に相当する洪水が予測されたため、ダムへの流入量を時々刻々に予測し、空き容量との関係を見据えて最も効果的な洪水調節を行うことが求められた。国土交通省四国地方整備局との緊密な調整とその指示の下、設計洪水量の1.2倍に相当する流入量があったにもかかわらず、そのほぼ全量を調整することができた。この操作により、ダムがなかった場合には家屋2,140戸・浸水面積850haの浸水被害が想定されたところ、それぞれ30戸・230haへと被害が軽減された。

(148頁)

事前放流の取組

ダム管理では計画規模を超える洪水においても十分な洪水調節機能を発揮させるために、大規模な洪水が予想される場合に、事前に利水容量の一部を放流し、洪水調節容量を増加させることにより、浸水被害の軽減を図る事前放流の取組を進めている。

事前放流では、利水容量の一部を放流するため、予測よりも降雨が少ない場合には放流した利水容量を回復できないというリスクが生じる。このため、利水者等関係者との協議により、合意が得られた下久保ダムや草木ダムなどの施設においては、ダム毎に過去の降雨と出水の記録に基づいた流出解析を行い、降雨ごとに確実に見込まれる回復可能量を設定した実施要領を作成し、運用している。

(153頁)

異常洪水時の非常操作方法検討

阿木川ダムでは、従前の操作規則による異常時対応操作では避けることのできなかつた床上浸水などの被害を回避する操作方法について検討を行い、その結果をとりまとめた「異常洪水時における浸水被害軽減のための非常時操作方法検討」が国、機構、都道府県、市町村及び電気事業者の管理する施設の中から「平成19年 ダム・堰危機管理業務顕彰優秀賞」に選ばれた。

(153頁)

4) ~ 6) ~ 施設管理に附帯する業務の的確な実施等

中期目標

施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施に努めること。また、水資源の利用の合理化に資するため独立行政法人水資源機構法〔(平成14年法律第182号)以下「法」という。〕第12条第1項第2号に該当する施設として当該施設の管理を受託した場合には、的確な管理を行うこと。

水資源開発施設等保全管理事業の創設

木曽川用水施設及び三重用水施設では、農業用支線水路等における施設の劣化が広範囲にわたって顕在化しており、今後修繕、補修に要する費用が増大することが予測されることから、機構では、平成18年度において施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減を実現する「水資源開発施設等保全管理事業」の制度提案を行った。本制度は、農業用支線水路施設等の機能診断に基づいて計画的に施設機能保全対策を実施することにより国及び利水者の負担の平準化を図るとともに、劣化の状況に応じた適切な措置を講じることにより、大規模な施設の改築に至る年数を延伸し、国及び利水者の負担の軽減に資するものである。

この提案については、その後、農林水産省において制度創設要求が行われ、平成19年度からの実施が認められた。(H18) (115頁)

施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務

管理業務では、国土交通省、県、土地改良区及び電力会社等から業務を受託した。受託した業務は、ダム、水門、取水施設、河川管理施設、調整池、発電設備、通信設備等の管理、調査、工事など多岐にわたるものであった。これらの業務の実施に当たっては、機構の持つ技術、ノウハウ等を積極的に活用し、適切に実施した。

(158頁)

管理所施設等の耐震化

耐震性能を高めた管理所施設等の割合を75%(43施設/全57施設)とし、中期計画に掲げる目標値(70%)を達成した。(164頁)

説明施設等のバリアフリー化

平成17年度末までにバリアフリー化対策を行った管理所施設等の割合を100%(全24施設)とし、中期計画に掲げる目標値(100%)を達成した。(166頁)

水管理情報の発信

平成19年度から新たに2ダム(下久保ダム、味噌川ダム)を加えた20ダムでホームページを通じた水管理情報の提供を行うこととし、中期計画で掲げる目標値(20ダム)を達成した。(168頁)

水質年報

全管理所で日常的に水質情報の把握を行い、その水質調査結果等を取りまとめた「水質年報」を平成16年度から毎年度作成し、公表している。(172頁)

(4) 災害復旧工事の実施

中期目標

災害の発生に伴い、被害が発生した場合には、従来の機能等を早期に回復できるよう、迅速に災害復旧工事を行うこと。

平成16年度の災害復旧

平成16年8月17日から18日にかけて、台風15号に伴う記録的な豪雨により、早明浦ダム上流域の高知県大川村などを中心に山腹崩落・土砂崩れによる施設破損など未曾有の災害が発生した。早明浦ダム貯水池周辺においても、護岸工などの構造物の損傷や貯水池法面崩落など合わせて約100箇所が被災し、山腹崩落に伴う倒木などの流出によって、約2,000m³に及ぶ流木がダム湖内に流れ込んだ。

このため、災害発生の直後より機構内各事務所からの支援態勢を執って、9事務所から延べ76名を動員し、災害状況の把握と地元関係機関等との調整を図りつつ、早期災害復旧のための工事計画を立案し、災害復旧工事の申請を行った。15箇所の災害復旧工事のうち13箇所の工事は平成16年度中に発注され、15箇所全ての工事が平成17年度に完成した。

また、吉野川局においては、早明浦ダム貯水池の一部が所在する大川村における大規模な災害に対し、村の機能の一日も早い回復を図るため、管内4事務所から延べ12日間にわたり、延べ52名を動員し、救助用巡視船の貸与、被災箇所の土砂撤去、清掃等復旧作業への人的支援等の活動を行った。この活動に対し、平成16年10月に大川村長から感謝状をいただいた。(174頁)

平成18年度の災害復旧

平成18年10月の豪雨により、房総導水路の共用施設である両総用水共用施設第一導水路の左岸法面が77mにわたり崩壊した。機構では迅速な災害復旧工事に努め、3月25日に工事を完了した。(175頁)

平成19年度の災害復旧

平成19年7月の台風4号に伴う出水により、早明浦ダム貯水池内の浸食による斜面崩壊が3箇所で発生した。機構は直ちに災害復旧工事計画書を作成するとともに必要な手続きを行い、工事を実施した。(176頁)

(5) 総合的なコストの縮減

中期目標

できるだけ安く水を供給する観点から「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づくとともに、公共事業コスト構造改革に係る取り組みを参考としつつ、新技術の開発やライフサイクルを通じたコスト低減の観点も含めた総合的なコストの縮減を図ること。

1 . 総合的なコストの縮減

総合的なコスト縮減

「水資源機構コスト構造改革プログラム」の推進により、各事業において計画・設計の見直し、新技術の活用、管理の見直し、入札・契約の見直しなどのコスト縮減策を講じた結果、総合的コスト縮減率を平成14年度と比較して16.9%（計画値：15%）とし、中期計画に掲げた目標を超過して達成した。（178頁）

計画、設計の見直しによる縮減事例

- ・徳山ダムにおいて、材料の特性に着目した堤体の安定解析などを行うことにより、堤体のスリム化を行い、約27億円のコスト縮減を図った。
- ・群馬用水施設緊急改築事業においては、急勾配状態で掘削発進が可能なシールド機を新たに導入することにより、発進立坑を浅くし約3億2千万円のコスト縮減を図った。
- ・香川用水施設緊急改築事業においては、伐採竹を産業廃棄物とせず法面吹付基材に有効利用することにより、約2億3千万円のコスト縮減を図った。（180頁）

契約方式の見直しによるコスト縮減

平成15年度に新たな契約方式として「技術提案付価格合意方式」国などの機関に先駆けて試行導入した。平成19年度までに72件の工事に試行導入し、金額にして約651百万円のコスト縮減を図った。

更に平成16年度には、「数量を評価手法とする総合評価落札方式」を試行導入し、平成19年度までに約17百万円のコスト縮減を図った。（182頁）

2 . 特定事業先行調整費

大規模な公共事業においてその性格上生じる「事業費の山」に対して、財政支出の平準化を図りつつ、工期の遅れに伴うコスト増を回避するため、平成17年度から「特定事業先行調整費制度」を導入することとした。この制度を活用した徳山ダム建設事業では、計画通り工事を実施することができ、仮に工期が遅れた場合に生じると見込まれるコストの増が回避された。（183頁）

(6) 環境保全への配慮

中期目標

業務の実施に当たっては、環境の保全について配慮すること。

自然環境の保全

1) 建設事業における自然環境保全の取組

徳山ダムなど11事業において、自然環境保全のための調査や環境への影響の予測を行い、必要に応じて事業の影響を回避、低減・代償するための環境保全措置を実施するなど、環境の保全対策に積極的に取り組んだ。また、環境保全措置については、モニタリング調査を実施してその効果を検証した。(184頁)

山林公有地化

徳山ダム建設事業では、徳山ダム上流域に残された豊かな自然環境を適切に保全し、次世代へ引き継ぐため、森林等の保全、希少野生動植物の保護、人工林の適正な管理等を目的とした「山林公有地化事業」の基本協定が平成17年10月、岐阜県、揖斐川町及び機構との間で締結された。この事業はダム上流域全体を公有地化するという我が国で初の事例であり、それまで実施されている同種の事業としても、公有地化対象面積(約2万5千ha)及び公有地化に伴う買収面積(約1万8千ha)において最大規模のものである。[(1)計画的で的確な事業の実施(ダム等事業)の再掲]

希少猛禽類の保全対策

徳山ダム建設事業では、クマタカ等の希少猛禽類について、事業実施区域及びその周辺に生息するつがいを対象として、通常の日視調査や小型カメラによる巣内観察を行った。この調査により、つがいの繁殖状況を把握し、その状況に応じて近接工事の工程の変更などを実施した。

平成19年度には、試験湛水開始前から管理初期段階前までの移行期間における環境変化等を詳細に分析・評価するため、各種モニタリング調査を行った。その中で、生態ピラミッドの頂点に位置するイヌワシ、クマタカについては、全てのつがいを対象に繁殖活動の継続状況を調査した。(187頁)

2) 施設管理における自然環境保全の取組

27施設において、魚類の遡上調査、下流河川の環境調査等を実施したほか、7ダムにおいてダム下流への土砂供給の試みを実施した。

下流河川への土砂供給

下久保ダムでは、ダムによって河川下流の土砂が減少し、河川景観等が変化していることから、平成15年度より、ダムの堆砂をダム直下に置き、下流河川に土砂を供給する取組を実施している。

この取組により、天然記念物である三波石の表面付着物が洪水時に土砂によって洗い流され従来の色に戻るなど、環境改善の効果が現れている。(194頁)

環境学習会の実施

環境に関する専門知識を習得するとともに環境に関する意識を高めるため、全事業所で環境学習会を開催した。また、研修については、専門研修(概ね5日間程度)を303人、一般研修を1,507人が受講し、中期計画に掲げた目標(専門研修200人、一般研修1,000人)を達成した。(198頁)

環境情報の発信

環境保全の取組を取りまとめた「環境報告書」と各管理施設の水質調査や水質保全の取組を取りまとめた「水質年報」を平成16年度から毎年度作成し、関係機関に配布するとともに、ホームページへの掲載等、情報発信を行った。(202頁)

建設副産物のリサイクル

工事の設計段階より建設副産物の発生抑制、減量化、再資源化等リサイクルの検討を行うとともに、その着実な推進を図った。平成18年度の建設混合廃棄物の再資源化・縮減率はその目標値50%に対して47%と下回ったものの、そのほかは各年度とも中期計画に掲げた目標値を達成した。(204頁)

建設副産物の有効利用への取組により、長良川河口堰管理所は、平成17年度に「中部の未来創造大賞 優秀賞」、平成18年度に「3R推進功労者等表彰 会長賞」を受賞した。(205頁)

環境物品等の調達

物品・役務の調達については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び「環境物品の調達の推進を図るための方針」に基づき環境物品として基準を満たしたものを、平成15年から平成19年までの各年度調達することとし、中期計画に掲げた目標(100%)を達成した。

特定調達品目のうち公共工事については、事業ごとの特性等に留意しつつ、59品目の資材等について環境物品等の調達を積極的に推進しており、調達目標値を設定した品目については100%調達し、目標値を設定していない品目については、調達方針に従って使用可能な範囲においてその使用を推進した。(208頁)

環境保全に配慮したダム管理のあり方の検討

平成18年度に実施した環境保全に配慮したダム管理のあり方に関するアンケートにより、ダムの建設前後や最近の環境の変化について多様な意見を把握することができた。

水資源機構は、フラッシュ放流、土砂供給、ビオトープの創出、環境調査など環境保全に取り組んでいるが一般の人に十分理解されていないとの意見も多く、水資源機構における環境保全への取り組みについて説明を強化するとともに、地域住民やユーザーとの協働による取り組みを推進することとしている。(212頁)

環境マネジメントシステム(ISO14001)認証取得の取組

環境マネジメントシステム(EMS)の国際規格であるISO14001の認証については、平成16年12月に本社が取得して以来、平成19年度までに、筑後川局、筑後大堰管理所、大山ダム建設所、小石原川ダム建設所、寺内ダム管理所、両筑平野用水総合事業所、川上ダム建設所、長良川河口堰管理所、琵琶湖開発総合管理所、筑後川下流総合管理所が新たに取得した。(197頁)

(7) 危機管理

中期目標

地震災害等不測の事態に対する危機管理体制を確立し、日頃から危機的状況を想定した訓練等を実施することで、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。

危機的状況への的確な対応

防災体制の確保

中期目標期間においては、幸いにして大規模かつ広域的な危機的状況は発生しなかったが、機構においては、本社、支社局及び事務所を通じ、災害が発生し又は発生が予想される場合に防災本部を設置し、事象の規模に応じた態勢を発令して災害の未然防止を図る体制を整備した。また、初動期における迅速な対応を図るため、防災要員に対して、防災態勢の発令、防災本部の設置及び参集の要否等を電話やメールの活用により連絡する体制を整えている。(214頁)

地震発生時の対応

平成15年から19年の5年間で、機構施設の点検を行う必要のある地震が54回発生したが、いずれも地震発生直後に速やかに防災態勢をとり、施設の臨時点検を行い、その安全を確認した。

(ダム)の臨時点検は、一次点検として地震発生後概ね3時間以内に貯水池法面のひび割れなどの点検を行い、結果を国土交通省に報告する。さらに、二次点検として概ね24時間以内に詳細な外観点検と計測による点検を行い、結果を国土交通省に報告するものである。(214頁)

国民保護法への対応

平成16年6月の「国民保護法」の成立を受け、機構においては平成17年度に「独立行政法人水資源機構国民保護業務計画」を制定、平成18年度には全ての事務所において「国民保護業務計画細則」を策定し、武力攻撃事態等に備えている。

(215頁)

日頃からの訓練

大規模地震等に備えた訓練

大規模地震の発生に際しては交通機関のマヒなどにより通常時の施設管理要員が確保できないことも想定されることから、非常参集訓練(不定时)では各職員が徒歩による参集ルートを確認し、参集完了及び態勢確立に要する時間を計測するとともに、職員誰もが設備の操作を確実にこなせるようにするための実習を行っている。(218頁)

関係機関との連携による防災体制の強化

大規模地震、洪水等の災害の発生に際しては、国、地方自治体、関係機関との連携を図り、迅速に情報の提供、収集、共有を行うことにより、的確な対応を行うことが求められるため、災害時における関係機関との情報連絡訓練を実施している。

国民保護業務計画に係る訓練

貯水池への毒物投入によるテロを想定し、関係機関との情報連絡、オイルフェンスの設置、警察署や消防による道路の封鎖、避難誘導、化学防護服の着脱などの訓練を

関係機関と合同で実施している。

(2 2 1 頁)

施設の安全点検

一般利用者や地域の関係者も交えて全ての施設を対象に安全点検を実施し、フェンスの損傷箇所や管理用道路の損傷箇所の確認を行った。損傷箇所等については、早急に補修を行うなど迅速な対処により、事故防止が図られた。

(2 2 4 頁)

(8) 工事及び施設管理の委託に基づく業務

中期目標

法第 1 2 条第 2 項の規定に基づき調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。

調査等の受託

国、地方自治体及び民間法人等から調査、設計、試験及び施工監理等の業務の委託を受け適切に実施している。

総合技術推進室

総合技術推進室（現総合技術センター）は、平成 1 7 年度の発足以来、機構が蓄積してきた技術力を活かし、1 7 年度 1 2 件、1 8 年度 2 2 件の業務を実施してきている。各年度の各業務の着実な実施により受託業務の実績は増えてきている。平成 1 9 年度においては、機構全体で 2 9 件（約 3 億 1 千万円）の調査等業務の委託を受け適切に実施した。このうち、総合技術推進室では 2 7 件の業務を実施している。

国等の発注者業務支援

機構のもつ技術力は国にも認められ、国土交通省の殿ダム本体施工における施工監理業務や、湯西川ダムの工事発注における総合評価資料整理業務などを受託し、総合技術推進室（現総合技術センター）が業務を行い技術支援を行っており、その数は増加している。

(2 2 6 頁)

(9) 関係機関との連携

中期目標

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

事業実施計画・施設管理規程の策定・変更時の情報提供と関係機関との円滑な調整

事業実施計画及び施設管理規程の策定・変更を行う事業について、利水者等関係機関に対して情報提供を行うとともに、十分な調整を行い認可を得た。主な事業は以下のとおり。

(2 3 3 頁)

徳山ダム

徳山ダム建設事業の事業実施計画は総事業費 2 , 5 4 0 億円であったが、ダム本体関連工事に係る計画や付替道路のルート確定、山林公有地化の事業計画及びコスト削減計画が確定したこと等に伴い総事業費を 3 , 5 0 0 億円 (9 6 0 億円増) とする事業実施計画の変更を行うこととした。平成 1 5 年 8 月に総事業費の増額を公表して以来、関係する岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市及び電力事業者に対して説明を行ったが、これに対し多くの厳しい意見をいただいた。関係県市及び電力事業者に対して、6 2 回の説明会を実施し、これらの結果を踏まえ、関係機関への事業実施計画の変更協議等を行い、主務大臣に事業実施計画の変更の認可を申請し、平成 1 6 年 7 月に事業実施計画変更の認可を受けた。

(2 3 4 頁)

戸倉ダム

平成 1 5 年度に事業の中止が決定した戸倉ダム建設事業については、1 7 年度までに既に工事を実施した箇所原形復旧等を行い、1 1 月に主務大臣による事業実施計画廃止の認可を受け、事業計画の廃止を行った。

(2 4 2 頁)

小石原川ダム

平成 1 7 年 4 月に筑後川水系水資源開発基本計画の全部変更が閣議決定され、小石原川ダム建設事業について、福岡県への水道用水の確保及び事業工期が確定した。その後、9 月から事業実施計画に係る法手続を開始し、1 2 月に関係県知事協議を終え、3 月に主務大臣から認可を受けた。

(2 3 7 頁)

豊川用水二期

豊川用水二期事業では、新規制度である大規模地震対策及び石綿管除去対策に係る事業の追加とそれに伴う計画変更について、関係機関との調整を了するとともに、受益農家約 2 万 9 千人をはじめとする関係利水者の同意を取得し、平成 2 0 年 1 月に事業実施計画変更の認可を得て工事に着手した。

(2 4 3 頁)

施設管理規程

事業完了などに伴い、平成 1 6 年度には房総導水路建設事業、平成 1 8 年度には愛知用水二期事業、平成 1 9 年度には滝沢ダム及び徳山ダムについて管理規程の作成及

び変更を行った。作成にあたっては、利水者、国等に情報提供を行うとともに、十分な調整を行い利水者の同意、主務大臣の認可を得た。(2 4 4 頁)

利水者説明会の実施

関係都府県、利水者等を対象に次年度予算の概算要求案や当該年度の事業計画などを中心に説明を行うとともに、意見交換を行い利水者等の意見・要望の把握を行った。

新たに公営企業管理者や県の担当部長などユーザーの幹部と機構役員等との情報交換を行う「トップコミュニケーション」を平成19年10月から平成20年2月にかけて45回(延べ49人と会談)行った。(2 6 2 頁)

ダム等施設管理業務の説明会の実施

特定施設20ダム、2堰、2利水ダムで放流連絡会を実施したほか、洪水調節の勉強会などを各年度に実施し、ダムの役割、緊急時の対応などについて関係者の理解を深めた。(2 6 6 頁)

用水路等施設管理業務の説明会の実施

用水路等施設においては、管理運営協議会を開催し、利水者との意見交換を行い、利水者の意見・要望等の把握に努めた。(2 6 8 頁)

危機的状況時、関係機関等との積極的な連携

関係機関に対し、防災、水質、管理情報等を直接提供した。水防関連の打合せ、緊急時の連絡体制、水質事故時の連絡体制等危機管理に関する打合せを実施し、協力体制を構築した。(2 7 0 頁)

用途間転用等関係機関との円滑な調整

房総導水路

千葉県内における水需給予測に基づく水源の過不足に対応するための房総臨海工業用水の転用に必要な水源の調整(用途間転用及び水源融通)の実施に伴い、霞ヶ浦開発施設、奈良俣ダム及び房総導水路に関する施設管理規程を変更又は作成するに際し、関係機関に情報提供を行うとともに、円滑な調整を図った。(H16)

(2 7 3 頁)

矢木沢ダム及び群馬用水施設に関する施設管理規程の一部変更

戸倉ダムの事業中止決定に伴い、同ダムで冬期の水源を確保することとしていた渋川市の水道水源の安定化を図るため、矢木沢ダムを水源として群馬県が将来用として保有していた水道用水(夏期)と渋川市水道用水(夏期)を合わせて、通年化を行うとともに、新たに高崎市(旧箕郷町)及び渋川市(旧子持村)への新規配分を行うに当たり、関係機関との調整を行い、水量変更等を内容とする矢木沢ダム及び群馬用水施設に関する施設管理規程の一部変更を行った。(H17)

(2 7 4 頁)

(10) 説明責任の向上

中期目標

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(公益法人との契約)

水資源機構では、公益法人への業務発注について、平成17年度より入札等監視委員会での審議対象としたほか、複数法人への発注が可能な業務については「企画提案審査型価格合意方式」で行うなど、国に先駆けて透明性と競争性を高める取組を行って来た。

「企画提案審査型価格合意方式」による契約は、平成17年度には4件、18年度には8件実施した。

平成19年2月には、公益法人等との契約手続における更なる客観性及び公平性を確保することを目的として、「公益法人等以外の参加者の有無についての確認を行う公募手続」を導入し、86件の業務で実施した。(278頁)

水管理情報の提供

平成19年度から新たに2ダム(下久保ダム、味噌川ダム)を加えた20ダムでホームページを通じた水管理に関する情報(流入量、放流量、水位等)の提供を行い、中期計画で掲げる目標値(20ダム)を達成した。

〔2(3)的確な施設の管理 水管理情報の発信の再掲〕

財務内容の公開

国民への財務内容の公開

各年度の財務諸表については、国土交通大臣の承認を受け、機構ホームページに掲載するとともに、関連資料とともに本社、支社局及び全事務所においても閲覧に供した。

また、開示すべきセグメント情報については、勘定を設けて整理することとされている「区分経理による」もののほか、施設をその機能により区分する「施設の機能別分類による」もの及び施設の効用の及ぶ地域により区分する「水系による」ものの3種類のセグメントについて公表した。(284頁)

機関投資家への財務内容の公開

アナリストなどを対象とした決算等説明会を開催したほか、投資家に対し機構の財務内容等を説明するとともに、説明資料をホームページに掲載した。その他、財投機関債発行のため、格付投資情報センター及び日本格付研究所から、「AA+」の格付けを取得した。(286頁)

ホームページの充実

水に関する国民の理解と認識を深めることを目的に、社会的関心の高い湯水情報や放流量等洪水に関する情報を適時・的確に提供するなど、ホームページに係る情報の内容及び提供方法を充実させた。以上の取組の結果、ホームページのアクセス件数は、平成19年度に約52万4千件に達し、中期計画に掲げる目標(16万件)を達成した。(288頁)

パンフレット等の作成・更新

機構の概要書である「事業のあらまし」については、水系毎の給水可能人口及び灌漑面積や工業製品出荷額への貢献を記載するなど内容を充実させた。

広報誌設置箇所については、来場者の多い博物館や道の駅など、多くの方々の目に触れる機会の多い場所に新たに依頼を行うことにより、広報誌設置依頼箇所を17.2%増の150箇所とし、中期計画に掲げる目標(10%増)を達成した。

(290頁)

「水の日」及び「水の週間」への取組

「水の日」及び「水の週間」については、中央行事として毎年7月下旬もしくは8月上旬に東京都内の科学技術館において記念式典を行うとともに、「水の展示会」を「科学の祭典」(科学技術館主催)に合わせて開催した。また、8月上旬には、利根導水施設による浄化用水の導入(昭和40年~)や、下水道の普及などにより大幅に水質が改善された隅田川にて「ウォーターフェア隅田川レガッタ」を開催し、広く国民の皆様が水や川に親しんでいただくとともに、隅田川の浄化についてのパネルを展示した。

このほか、平成17年度より機構本社のある「さいたま新都心」において水の啓発に関するパネル展示を行ったほか、各地において上下流交流会や施設見学会を開催することなどにより、行事への来場者は全国で毎年4万人を上回り、中期計画に掲げる目標(4万人)を達成した。(292頁)

広報活動の質の向上

職員の広報意識の高揚と広報に係る手法及び技術の向上を図るため、広報活動についての広報コンテストを実施し、各事務所から延べ344件(年平均70件)の応募があった。選考は、広報活動の目的、分かりやすさ、広報活動の効果、地域との連携及び積極性等を基準として行った。(294頁)

(11) 事業関連地域との連携促進

中期目標

事業への理解を得るとともに、円滑な事業推進等を図るため、事業関連地域と積極的な連携を図ること。特に、上下流地域の連携を促進するとともに、水源地域の保全・活性化に関する施策についても、利水者との調整を図りつつ、積極的に参画すること。

地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理

地域代表者との意見交換会等により地域のニーズを把握するとともに、自然環境に配慮した施設整備や施設管理を継続的に実施している。

ダム下流の景観復元を目的とした土砂供給試験、魚類の効果に配慮したゲート放流など実施してきている。また、安全施設として設置しているフェンスの整備では、機能性や経済性のほかに、色やデザインにも考慮した上で、地域に馴染む施設となるよう配慮している。

(2 9 6 頁)

地域交流の実施とコミュニケーションの増進

施設見学会や清掃活動など、施設周辺地域とのコミュニケーション活動を全事務所において実施した。

水源地への植樹活動や清掃活動など、水源地域と下流受益地の相互理解促進のための上下流交流に対しては例年約 2 0 事務所が参加あるいは協力した。(3 0 2 頁)

生活再建対策の実施と地域振興への協力

思川開発事業及び小石原川ダム建設事業では、生活相談員を現地に配置し、移転者から補償内容、相続及び生活再建に関する様々な相談を受け、移転者の疑問や不安の解消に努めるなど、事業実施中の地域における生活再建対策を実施した。これにより、小石原川ダムでは平成 2 0 年 3 月 2 3 日には、地権者でつくる交渉団体の間で「小石原川ダム建設事業に伴う損失補償基準」の協定書を締結することができた。

また、ダム水源地の活性化、上下流交流の推進を目的として平成 1 6 年に「荒川源流水源地域ビジョン」(滝沢ダム)、平成 1 8 年に「揖斐川水源地域ビジョン」(徳山ダム)を策定し、その推進を行うなど、地域振興に協力した。(3 0 6 頁)

(12) 技術力の維持・向上

中期目標

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ること。

基幹的・専門的な技術の蓄積向上を通じて、技術力の承継・向上や人材育成を図る総合技術推進室を平成17年4月に設置した。

新技術への取組

機構では利水者及び国民の期待と要請に応えるため、機構を取り巻く技術課題について、早期に解決することを目標に、新技術の開発・研究に取り組んでいる。

1) 技術5カ年計画

平成15年度に「水資源機構技術5カ年計画」を定め、「既設構造物の安全性と機能の確保」など8つの重点プロジェクトにおける課題に取り組み、計画した実施項目については、平成19年度中に完了した。

既設構造物の安全性と機能の確保では、施設の健全度・危険度等を把握するための機能診断手法及び低コストの補修工法等を検討・事例収集・整理し、「PC管本体の劣化に関する調査・診断マニュアル(案)」をとりまとめ、設計・材料・施工の合理化では、「低品質骨材の利用方策(案)」「改良盛土材の配合設計・施工管理マニュアル(案)」を作成した。今後はこのマニュアル等を活用することによりコストの縮減が図られるものと考えている。(310頁)

2) 技術研究発表会の開催と特許等の取得の推進

毎年度、ブロックと本社において技術研究発表会を開催して論文発表の機会を確保するとともに、利水者からの論文発表や県、土地改良区、水道企業団など関係利水者の出席を得て、情報交換を行った。(324頁)

魚類迷入防止装置など機構単独や民間会社と共同で発明した技術について、10件の特許出願を行い、4件を取得し、平成19年度時点で6件が審査請求中である。

(329頁)

3) その他の新技術

水輸送用バッグを用いた海上水輸送試験

渇水時や災害時における機動的な水供給に係る新技術への取組として、民間会社(MTI)と協力して、本邦初となる高強度複合繊維性の水輸送用バッグ(1,000m³)に水道水を入れ、海上をタグボートで曳航する海上水輸送試験を行った。平成19年3月の輸送試験(新宮港から富岡港まで約170kmを往復)では、曳航中に水バッグ本体と金属製の端部部材との接触により破れ(約50cm)が発生し、海水が混入したが、民間会社においてバッグの改良等を行った。9月に再度試験を行い、輸送後の水質は50項目において何れも基準値以下となり、実用レベルでの技術を確立した。(332頁)

可搬式海水淡水化試験装置を用いた実証試験

緊急時における機動的な水供給に係る取組として、車輛で運搬可能な小型の可搬式海水淡水化試験装置を調達し、徳島県内の企業へ実際に水供給するなどの実証試験を実施し、運用のノウハウを蓄積した。(334頁)

水面を利用した大規模太陽光発電システムの技術開発

地球温暖化対策への取組として、水面を利用した大規模太陽光発電システムの実用化のための設置コストの大幅削減、モジュール冷却による発電効率の向上のための技術開発について、環境省の地球温暖化対策技術開発事業に採択された。

機構は民間会社(クレハエンジニアリング)と協力して愛知用水の愛知池の水面を利用したフィールドテストを実施し、陸上と同等以上の発電量が期待できることを確認した。今後は、設置コストの更なる削減を目指すこととしている。

(335頁)

蓄積された技術の整備・活用

総合技術推進室

総合技術推進室は、機構が目指す「水の実務型シンクタンク」を担う中核的組織として、ダム・水路等事業における基幹的・専門的業務を職員自ら実施し、技術力の継承、維持、向上に努めている。さらに、現場職員との連携・協働により全社的な人材育成を図っている。

設計等業務について、現場事務所から受託(95件)し実施することにより、技術力の向上・人材育成に努めた。その結果、諸経費等の軽減により、外部委託した場合に比して約7億6千万(約35%)のコスト縮減を図った。また、試験研究業務(111件)や、各事務所への助言を行う業務(279件)も実施した。

また、これに加え、機構が有している長年の経験と高度な技術力を活かし、国、地方自治体及び民間会社等からダム本体工事発注の技術評価に係る業務などの設計等業務46件及び浦和技術センターでの試験業務16件について、受託により7億2千万円の収入を上げている。

これらの業務により、利水者等の費用負担軽減にも寄与している。

設計指針等の改訂

機構独自の水路工設計指針や施設管理指針など中期計画に掲げた6指針23編(構成見直しにより25編)の作成更新を実施し、蓄積された技術を整備し、機構全体で活用している。このほか、建築設計指針を平成17年度に改定し、「ダム設計指針(基礎処理編)」および「ダム施工要領・同解説(案)」の改訂作業に着手し進めている。

(338頁)

技術力の提供

技術力の提供及び積極的な情報発信のため、下記取組を行った

1)論文等の発表

中期目標期間中に374題の論文を国内外の学会、専門誌等に発表した。また、論文等の情報をホームページに掲載し、技術力の提供を推進した。(340頁)

2) 研修等を通じた関係機関への機構技術の公開

群馬用水施設、香川用水調整池工事、豊川用水施設及び川上ダム施設において、インドネシア水資源管理公団、豊橋市役所、愛知県土地改良事業団体連合会、大学、高校、専門学校等に対し、施設及び工事に関する説明会を開催した。 (3 4 2 頁)

国際協力の推進 (積極的な N A R B O 活動の展開)

モンスーンアジア地域の各国の統合的水資源管理の強化を支援するため、水資源機構 (事務局担当) と国際機関等が共同して、43 機関から構成される「N A R B O」 (アジア河川流域機関ネットワーク : 平成 1 6 年 2 月設立) を設立し当機構が事務局となった。

設立以降 N A R B O は、水資源管理に関する知識情報のモンスーンアジア地域内における共有を促進するべく、N A R B O ホームページの開設及びニュースレターの発行を開始した。また、N A R B O I W R M (統合的水資源管理) 研修 (第 1 回 ~ 第 4 回) 、課題別ワークショップ等を開催した。

また、平成 1 6 年 1 1 月には機構とインドネシア N A R B O との間で、会議等による情報の交換及び職員の相互派遣を目的とする姉妹協定を締結し、以降毎年職員の相互派遣を実施している。 (3 5 1 頁)

3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

中期目標

「2 業務運営の効率化に関する事項」及び「3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で定めた事項について配慮するとともに、中期目標期間中に計画される事業量等に基づき中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行うこと。

各年度の年度計画における予算に基づき業務運営を行い、中期計画に掲げた予算（収入：約1兆2,769億円、支出：約1兆2,831億円）の範囲内で、適正に業務運営を行った。（365頁）

4. 短期借入金の限度額

一時的な資金不足に充てるため、最大で135億円（平成16年度）の短期借入を行っている。他の年度も中期計画に掲げる限度額の範囲内での借り入れとなっており、適切な業務運営を行った。（372頁）

5. 重要な財産の処分等に関する計画

平成18年11月に国土交通大臣より事業実施計画の廃止の認可を受けた戸倉ダム建設事業において取得した事業用地（54.3ha）について、地元の要望に基づき、公的機関への有償譲渡に向けた検討・調整を行った。

このほか、重要な財産に該当するもので、計画に未計上の財産の処分については、「独立行政法人通則法」等の手続きを経た上で、適正に実施した。

なお、豊川用水施設の支線水路の一部について、県営かんがい排水事業で改築された結果、無償で取得したこととなる部分を固定資産の価額に計上する必要があるとの意見が11月に会計検査院から国会報告されたことを受けて、平成19年度財務諸表に反映した。

また、機構では全固定資産の価額についての総点検を実施し、平成19年度財務諸表に適正に反映した。（374頁）

6. 剰余金の使途

各年度の剰余金については、各期末処分利益の全額を一般積立金として整理し、割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換えの際の金利変動等に備えた。（376頁）

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備に関する計画

中期目標

本社・支社等に係る宿舍、研修施設又は実験設備等については、所要の機能を長期間発揮し得るよう、的確な維持管理に努めるとともに計画的な整備・更新を行うこと。

中期目標期間中に実施した施設整備、更新及び改修の主なものは以下のとおりである。全体計画額は1,176百万円であり、いずれも計画通り整備・更新が行なわれた。

- | | | |
|------------|-------------|---------|
| ・情報機器更新 | サーバー等更新 | 約38百万円 |
| ・試験研究機器更新 | 三軸圧縮試験装置等更新 | 約116百万円 |
| ・宿舍等更新 | 本社独身寮新築等 | 約453百万円 |
| ・特別分譲住宅割賦金 | 割賦金償還 | 約182百万円 |

(378頁)

(2) 人事に関する計画

中期目標

人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。

人事配置の再編

最盛期の事業への重点的な人事配置

ダム本体施工時の徳山ダムや豊川用水二期事業など最盛期にある事業に重点的な人事配置を行い、事業の計画的な進捗を図るとともに、事務系・技術系職員一体となって業務推進を図る体制を執りつつ経営企画部、環境室、総務部広報課及び技術管理室に事務系・技術系の職員を配置した。

地域勤務型制度及び継続雇用制度

地域の情報に長け、地域に密着した人材を確保するため、地域勤務型人事制度を運用し、平成19年度は約70人に適用した。また、平成19年度より継続雇用制度の本格運用に伴い、国に先がけてシニア人材活用室を設置し、業務経験豊富な継続雇用者11人を採用して業務運営の効率化に努めた。

機動的な業務運営

総合技術推進室から現場に職員を派遣し、現場事務所職員との協働により技術的課題に機動的に対処し、業務を進捗させるとともに、技術の継承・維持向上を図った。

新たな取り組みとして、職員が自らの事務所に限定することなく相互の事務所の業務を機動的に行う方策について全社で議論し、比較的各現場間の距離が近接している筑後川局管内の局と全事務所を対象に、平成20年度から筑後川グループとして試行導入することとした。

(380頁)

定員の削減

効率的な組織整備や業務運営を図ったことなどにより、平成19年度期末定員については、平成14年度期首定員1,894人から315人減の1,579人とし、中期計画に掲げる目標を達成した。

(382頁)

(3) 積立金の使途

中期目標

公団から承継した積立金の使途への充実にあたっては、機構の財政基盤の保全・強化を図るとともに、国民及び利水者の負担の軽減に努めること。

公団から承継した積立金

水資源開発公団から承継した積立金（約 559.8 億円）のうち利水者及び国民の負担軽減に充てるために使途が定められた積立金（約 29.9 億円）については、以下のとおり充当した。

- ・退職給付引当金負担軽減積立金：2,130 百万円

退職給付引当金繰入に充当した。

- ・施設整備積立金：約 247 百万円

本社の単身赴任者用の寮の設置等のための費用に充当した。

- ・経営戦略強化積立金：約 356 百万円

機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資するため、クリーンエネルギーの導入やダムの治水機能の向上、大規模地震等に対する耐震対策手法やパイプラインの機能診断に関する調査研究、新たな水質対策技術に関する適用試験などの費用に充当した。

積立金

平成 19 年度期末における積立金は、約 936 億円となった。

一般積立金

一般積立金については、一般勘定における金利変動等に備えるための積立金を確保したほか、愛知用水及び豊川用水事業特別勘定において発生した利息を管理業務費に充当するなど、機構の財務基盤の強化を図った。

なお、管理業務費に充当した利息の額は愛知用水及び豊川用水事業特別勘定で約 627 百万円となっており、それぞれの管理業務に係る利水者等の負担軽減を図った。

(384 頁)

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

中期目標

利水者負担金に関する事項

建設負担金を前払いする方式が可能な限り活用されるよう努めること。

中期目標期間を超える債務負担

利水者負担金に関する事項

1) 前払い方式の活用

継続中の事業において、次年度予算要求内容に関する説明時などに合わせて、利水者負担金にかかる前払い方式と従来方式(割賦償還方式)に関する情報提供を行った。また具体的な償還額等についても、要請に応じて試算を行い説明を行った。

平成18年度には、利水者2者から償還額等についての具体的な説明の要請があり、検討資料の提供を行った。その際、前払い方式の活用について利水者の適切な判断に資するよう留意した。

2) 繰上償還の受入

繰上償還の受入については、利水者の要望と水資源機構の財務状況への影響を勘案しつつ柔軟に対応し、総額で約956億円の受入を実施し、利水者の金利負担の軽減を図った。

(386頁)

中期目標期間を超える債務負担

各年度における中期目標期間を超える債務負担は、以下のとおりである。

・平成16年度	用水路等事業	1件	約55億円
・平成17年度	用水路等事業	6件	約61億円
・平成18年度	ダム等事業	5件	約9億円
	用水路等事業	11件	約61億円
	施設管理	1件	約4億円
・平成19年度	ダム等事業	16件	約186億円
	用水路等事業	68件	約124億円
	施設管理	23件	約15億円

(388頁)

